

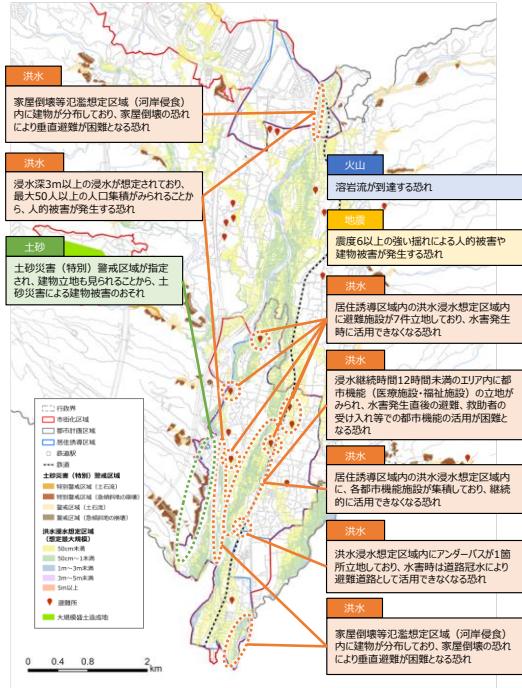
06 防災指針

想定される災害リスクを網羅的に把握し、居住誘導区域内におけるリスク低減等に向けた取組を検討するため、災害ハザード情報と都市情報を基に、重ね合わせ分析を行い、災害リスクの高い地域等を抽出し、課題図としてとりまとめました。課題図を踏まえ、取組方針を災害種別ごとに整理するとともに、ハード・ソフトの両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組を整理しました。

■ 具体的な取組一覧 (抜粋)

取組方針	具体的な取組	
洪水	河川等の整備及び浸水地域対策による総合的な治水対策の推進	洪水の危険箇所の把握 河川の整備（河道拡幅や護岸改修など） 減災に向けた適切な土地利用の誘導 森林の多面的機能の保全 等
	防災機能の強化、市の業務継続に必要な体制整備	庁舎の防災体制の強化 業務継続計画（BCP）の検証・強化 市災害対応能力の強化 災害情報入力時の対応力の強化 等
	避難所の安全確保	避難所の非常用電力の供給機材の整備・拡充 等
	事前復興の推進	事前都市復興計画策定の促進 等
	土砂	土砂災害防止施設の整備
火山	火山対策の推進	富士山の噴火に備えた避難計画の策定 富士山の噴火に備えた防災訓練の実施 富士山火山広域避難計画の住民等へ周知
地震	住宅・建築物の耐震化	住宅の耐震化の促進 病院の耐震化の促進（災害救護病院） 大規模建築物の耐震化対策 等
	緊急輸送路の整備	緊急輸送路の整備、維持管理 避難路等の整備、維持管理（市管理道路）等
共通	防災意識の向上	市民等の緊急物資備蓄の促進 救護所の開設・運営に関する訓練実施 等
	防災人材の育成・活用	地域における防災人材の活用 静岡県心じのくに防災士等の養成・活用
	災害関連情報の伝達手段の多様化	災害情報提供体制の強化 災害情報伝達の強化・促進（J-ALERT、同報無線のデジタル化） 等

■ 課題図 (災害リスクの高い地域)



■ 目標値

指標	基準値	目標値 (2035年)
市が管理する準用河川の整備及び維持	90%	100%
地域防災訓練への参加者 居住誘導区域内人口に対する区域外のハザードエリア内人口割合※1	13,958人 39.2%	18,800人 34.4%
行政による防災に係るサービスの満足度※2	10.5%	22.5%

※1: 居住誘導区域内の人口に対する居住誘導区域外における災害の危険性が高い区域（洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域）内の人口の割合。
※2: 本市で毎年実施している市民意識調査での回答を基に算出。

07 定量的な目標指標の設定

以下の通り4指標を位置づけており、現時点で1指標のみ目標値を達成しています。計画を策定した平成31年以降、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり数値が減少した指標がありますが、駅周辺の事業進捗などを見据え、現時点での目標値の見直しは実施しないこととしました。

目標指標	現状値 (2015年)	現状値 (2024年)	目標値 (2035年)
都市機能誘導施設の充足率	・ 裾野駅周辺: 71% ・ 岩波駅周辺: 25%	・ 裾野駅周辺: 71% ・ 岩波駅周辺: 25%	・ 裾野駅周辺: 100% ・ 岩波駅周辺: 100%
居住誘導区域内の人口密度	・ 53.66人/ha	・ 50.68人/ha	・ 53.66人/ha
転出者率	・ 2,609人	・ 2,325人	・ 2,530人
裾野駅・岩波駅利用者数	・ 173万人/年	・ 131万人/年	・ 177万人/年

裾野市立地適正化計画 改定 概要版

～持続可能な都市づくりに向けた『駅周辺の拠点性の向上と多様な世代の交流』の実現～

立地適正化計画とは・・・

- 平成26年から策定できるようになった新しい計画で、本市では平成31年3月に策定しました。
- コンパクトシティ+ネットワークの考え方で、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地するよう、緩やかな誘導を図りながら、公共交通と連携してまちづくりを行います。
- 本計画は概ね5年ごとに評価・検証することとなっており、**現行計画の進捗状況に係る評価や、都市計画マスタープランの改定等の上位関連計画との整合**が必要になっていること、令和2年6月の都市再生特別措置法の改正により、「**防災指針**」の作成が新たに追加されたことから、令和7年3月に「裾野市立地適正化計画」を改定しました。

01 立地適正化計画の主な改定内容

主な改定内容は以下の通りで、抜本的な改定ではなく、部分改定を行いました。

計画の構成	主な改定内容
第1章 はじめに	・ 計画改定の背景・目的の追記 ・ 計画の構成に「防災指針」を追加
第2章 上位・関連計画	・ 上位・関連計画（第5次裾野市総合計画、第4次国土利用計画裾野市計画、裾野市都市計画マスタープラン、地域公共交通計画等）の更新内容を反映
第3章 裾野市の現状	・ 人口、土地利用、経済活動、財政に係る各図表データを時点更新
第4章 都市構造上の課題の整理	・ 都市構造の分析に係る各図表データを時点更新 ・ 立地適正化計画の必要性に係る時点更新
第5章 まちづくりの方針	・ 上位・関連計画の更新内容を反映
第6章 都市機能誘導区域	・ 裾野駅・岩波駅周辺の整備事業に係る内容の整理、更新
第7章 居住誘導区域	・ 市街化区域編入（御宿地区）や用途地域変更（御宿1200番地）等のエリアを居住誘導区域に追加 ・ 居住に係る施策の整理、更新
第8章 届出制度	—
第9章 防災指針 (新規追加)	・ 防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、課題を踏まえた取組方針に基づく具体的な取組を位置付け ・ 対象とする災害は、洪水、土砂、火山、地震として整理
第10章 定量的な目標指標の設定	・ 目標指標の達成状況（進捗）を確認・評価

問い合わせ先

裾野市 建設部 都市計画課

〒410-1192

静岡県裾野市佐野1059番地

電話：055-995-1829

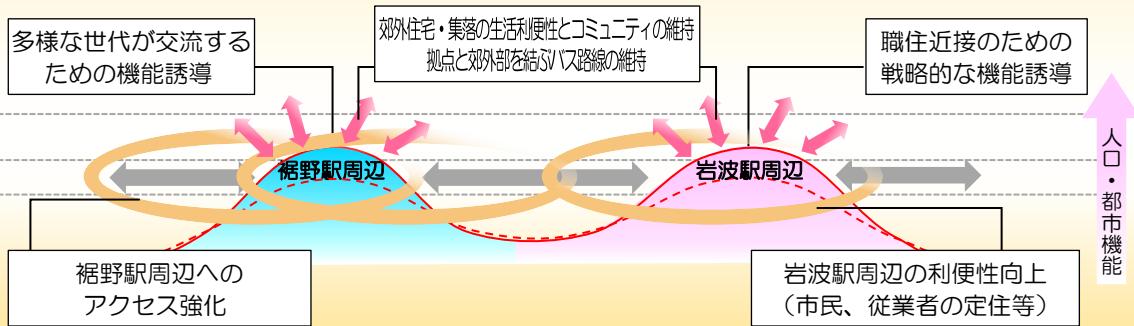
FAX：055-994-0272

HP: <http://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/6/1/7/20411.html>



02 目指すべき都市の骨格構造

裾野市版コンパクトシティ・プラス・ネットワークの方向性 2つの拠点の特色を活かした『ダイヤモンド富士型』都市構造による持続可能なまちづくり



03 都市機能誘導区域

■ 裾野駅周辺都市機能誘導区域

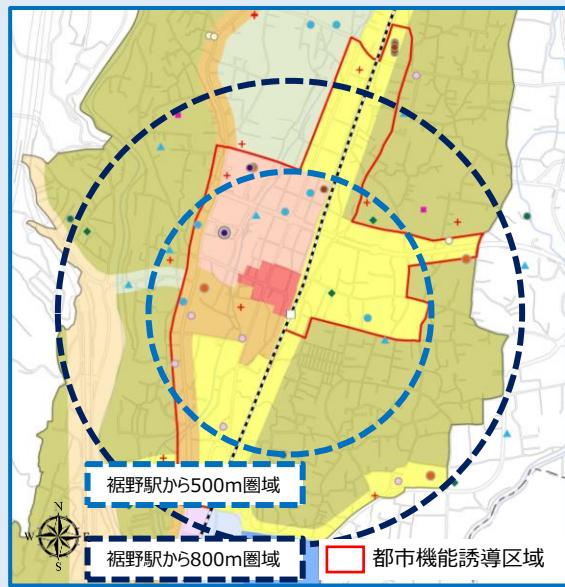
- 市の中心拠点とした多様な世代の交流・定住に向けて、裾野駅周辺への都市機能・居住誘導とアクセス向上により、市全体の魅力と活力あるまちづくりを実現する

《誘導施設》

市役所、子育て支援センター、大規模小売店舗、劇場・映画館・演芸場又は観覧場、病院、銀行、図書館

《誘導施策》

- ①多様な世代の交流に向けた施設・機能の配置
- ②裾野駅周辺の区画整理に合わせた魅力の創出
- ③交通結節機能の強化と歩いて暮らせるまちづくり等



■ 岩波駅周辺都市機能誘導区域

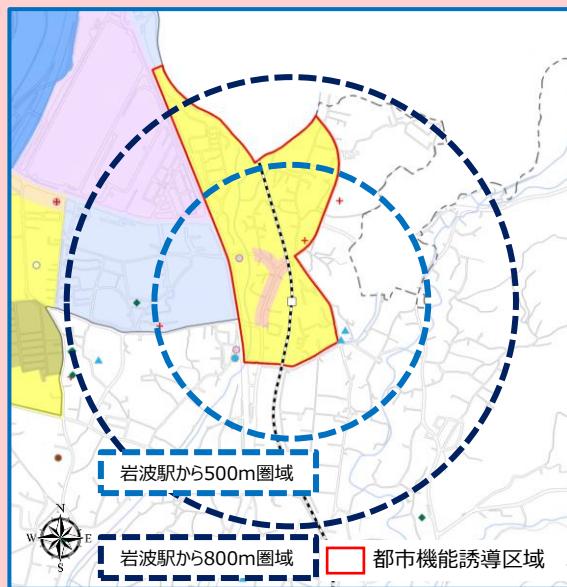
- 市北部を拠点とした地域住民や企業・工業団地の従業員の定住に向けて、岩波駅周辺で職住近接のまちづくりを実現する

《誘導施設》

子育て支援センター、大規模小売店舗、劇場・映画館・演芸場又は観覧場、銀行

《誘導施策》

- ①子育て世代・若者世代の定住に向けた拠点性の向上
- ②駅利用の促進と歩いて暮らせるまちづくり等



04 居住誘導区域

本市においては、まちなか居住区域、生活利便居住区域を居住誘導区域に指定します。
また、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、工業専用地域、工業地域（一部除く）を居住誘導区域から除外します。

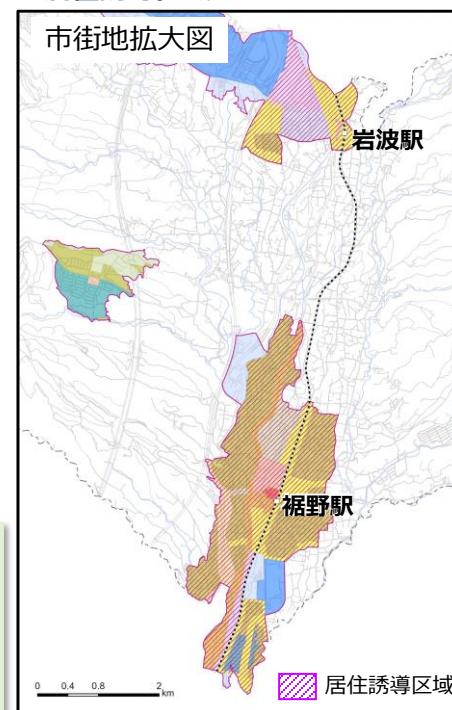
● 居住に係る区域設定の考え方

区域	設定の考え方
まちなか居住区域（都市機能誘導区域・居住誘導区域）	都市・地域の中心として、多様な世代が交流する区域
生活利便居住区域（居住誘導区域）	人口が集積し、生活・交通利便性が高い区域

《誘導施策》

- ①居住誘導や生活サービス機能の維持に向けた空き家等の活用
- ②市街地への定住と住宅立地支援
- ③居住誘導区域内における優先的な基盤整備による住環境の形成
- ④地域で住み続けるためのコミュニティの維持
- ⑤開発・建築行為の届出制度によるゆとりある住環境の維持等

■ 居住誘導区域



須山地区

富岡地区

深良地区

岩波駅周辺都市機能誘導区域

裾野駅周辺都市機能誘導区域

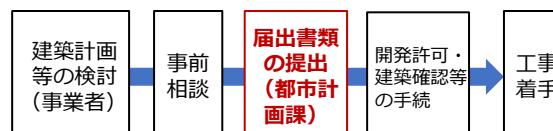
地域コミュニティの機能を維持する区域

深良地区、富岡地区、須山地区の支所周辺の集落地は「地域コミュニティの機能を維持する区域」として設定し、裾野駅周辺・岩波駅周辺都市機能誘導区域と連携しながら、生活利便性の維持と地域コミュニティの維持を図ります。

05 届出制度について

立地適正化計画を運用（都市再生特別措置法第81条第15項に基づく公表）すると、都市再生特別措置法に基づいて、都市機能誘導区域外や居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為や建築行為を行う場合、又は都市機能誘導区域内で誘導施設として位置づけられた施設の休廃止を行う場合に、市長への届出が義務付けられます。

■ 手続きの流れ



■ 届出対象行為（都市再生特別措置法第88条第1項）

届出対象行為	届出概要
開発行為	① 3戸以上の住宅の築を目的とした開発行為 3戸の開発行為 届
	② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とした開発行為で、その規模が敷地面積1000㎡以上のもの 13,00㎡ 1戸の開発行為 届 800㎡ 2戸の開発行為 不届
建築行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 3戸の建築行為 届
	② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（3戸以上）とする場合 1戸の建築行為 不届

出典：改正都市再生特別措置法等についての説明資料（国土交通省）